2022年3月18日·22日 行 政 報 告 資 料 総 務 部 総 務 課

# 「外郭団体の該当要件」及び「監理団体の該当要件」の見直しについて

市では、財政的援助及び人的援助を行う団体のうち、出資割合や補助金額など、市で定めた要件(以下、「外郭団体の該当要件」と言う。)に該当する団体を「外郭団体」に指定し、団体に対する市の援助状況等を公表している。

また、外郭団体のうち、出資割合の比率など、市で定めた要件(以下、「監理団体の該当要件」と言う。)にあたる団体を「監理団体」に指定し、市は団体運営に対する指導監督を行っている。

2022年2月の外郭団体監理委員会からの答申を受け、「外郭団体の該当要件」及び「監理団体の該当要件」について、次のとおり見直しを行う。

#### 1 「外郭団体の該当要件」の見直し

地方自治法を根拠とし、財政的援助の項目の体系的整理を行った。また、人的援助と財政的援助の均衡を図るため、人的援助の項目を独立させた。

具体的な要件は以下のとおり。

## 【外郭団体の該当要件】

主にその活動範囲が町田市内であり、法人格のあるもののうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ①市が資本金等の4分の1以上の出資等をしているもの
- ②市が財政的援助及び人的援助を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているもの
- ア <u>過去3年度にわたり</u>500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1 以上の補助金等※(特定の団体を対象としているものに限る)を支出しているもの
- イ <u>500万円以上の</u>運営資金の貸付け(<u>特定の団体を対象としているものに限る</u>)を行っているもの
- ウ 資本金等の4分の1以上の債務を負担しているもの
- エ 役員(理事、取締役、監事・監査役)に市職員が就任しているもの
- オ 「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき市職員を 派遣しているもの
- カ その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの
  - ※「補助金等」とは、補助金・交付金・負担金・利子補給

(下線部は、追加・変更部分)

## 2 「監理団体の該当要件」の見直し

団体への指導監督権限を根拠とした整理を行った。 具体的な要件は以下のとおり。

# 【監理団体の該当要件】

外郭団体のうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ①市が資本金等の2分の1以上の出資等をしているもの
- ②市が資本金等の2分の1以上の債務を負担しているもの
- ③市職員が理事・取締役に就任しているもの

(下線部は、追加・変更部分)

#### 3 見直し後の外郭団体(2023年4月1日想定)

外郭団体【16団体】	
監理団体【11団体】	基本情報公表団体(監理団体を除く外郭団体) 【5団体】
①一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター②一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 ③一般財団法人 まちだエコライフ推進公社 ④一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス ⑤株式会社 町田新産業創造センター ⑥一般社団法人 町田市観光コンベンション協会 ⑦株式会社 町田まちづくり公社 ⑧一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ ⑨町田市土地開発公社 【基本情報公表団体⇒監理団体に変更】 ⑩社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 ⑪公益社団法人 町田市シルバー人材センター	①エルム・スリー管理 株式会社 ②株式会社 町田センタービル ③一般財団法人 町田市体育協会 ④社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 ⑤一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク

(下線部は、変更部分)

## 3 今後のスケジュール

【2022年度】 ・市と外郭団体との協議、外郭団体内での調整

【2023年度】・新たな「外郭団体の該当要件」及び「監理団体の該当要件」の適用